

新潟県次世代タクシー等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、脱炭素社会の実現及び高齢者等の移動手段の確保の観点から、タクシー事業者又はリース事業者が行う次世代タクシー等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 「次世代タクシー等」とは、電気自動車等タクシー、ユニバーサルデザインタクシー及び電気自動車用充電設備をいう。
- (3) 「電気自動車等タクシー」とは、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のタクシー車両をいう。
- (4) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両をいう。
- (5) 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって、主として電気自動車等タクシーに充電するための設備をいう。
- (6) 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される原動機として内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (7) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (8) 「ハイブリッド自動車」とは、電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車をいう。
- (9) リース契約 事業用自動車の貸主が、当該事業用自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該事業用自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該事業用自動車の使用料を貸主に支払う契約
- (10) リース事業者 リース契約に基づき、事業用自動車を借主に貸し渡すことを業とする者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、タクシー事業者が次世代タクシー等を導入する事業又はリース事業者がタクシー事業者と第5条第1項に定める補助対象車両に係るリース契約を締結する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、タクシー事業者又はリース事業者であって、県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人とする。

2 前項の規定に関わらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象車両等)

第5条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する電気自動車等タクシー及びユニバーサルデザインタクシーとする。

- (1) 県内に使用の本拠の位置を有する車両であること。
 - (2) タクシー事業を行うために使用する車両であること。
 - (3) 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、補助金の交付の申請をする日が属する県の会計年度（次項第3号において「補助対象年度」という。）の4月1日から2月28日までの間に、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両であること。ただし、登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。
- 2 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する電気自動車用充電設備とする。
- (1) 知事が別に定める市町村内に所在する設備であること。
 - (2) 一般に開放された設備であること。
 - (3) 補助金対象年度の4月1日から2月28日までの間に設置された設備であること。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は別表第1に定める。

(交付の申請書)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は別記第1号様式によるものとし、提出期限は知事が別に定める。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときはその旨及び理由を、速やかに申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助対象者がリース事業者である場合は、あらかじめ月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されていることを確認するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助目的等に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者が、第8条の規定による補助金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に別記第2号様式による補助金交付申請取届出書を知事に提出し、申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業目的及び補助金の交付決定額に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又

は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第5号様式による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第14条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出の状況について報告を求めたときは、速やかに補助事業の遂行及び支出の状況を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことがある。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書は別記第6号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、規則第13条による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第18条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、補助金により取得した車両及び設備とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、次の各号に掲げる取得財産の別ごとに当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等タクシー 3年
- (2) ユニバーサルデザインタクシー 3年
- (3) 電気自動車用充電設備 5年

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第7号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により処分を承認しようとする場合において、交付した補助金のうち、当該取得財産の処分時から処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることができる。

(補助金の経理)

第19条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了後、5年間保管しなければならない。

(その他必要な事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1 補助対象経費及び補助金の額等（第6条関係）

補助対象車両等	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
電気自動車等タクシー	車両本体の購入に要する経費	補助対象経費から標準的な車両本体価格を差し引いた額	1台当たり60万円 (プラグインハイブリッド自動車にあつては、1台当たり30万円)
ユニバーサルデザインタクシー	車両本体の購入に要する経費	補助対象経費から標準的な車両本体価格を差し引いた額	1台当たり40万円
電気自動車用充電設備	本体、機器を構成するために必要な付属品及び蓄電池の購入に要する経費	補助対象経費に1/6を乗じて得た額	—

備考

- この表における補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。
- 補助金の額欄の標準的な車両本体価格は、236万円とする。
ただし、ユニバーサルデザインタクシーのレベル準1車両の場合は、218万円とする。
- 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てた額とする。